

## 地域生活支援拠点等整備検討部会報告

令和8年3月

## 1. 部会設置の目的等

地域生活支援拠点等（※）の整備推進について協議・検討を行うもの

※「相談」、「緊急時の受け入れ・対応」、「体験の機会・場」、「専門的人材の確保・養成」、「地域の体制づくり」の5つの機能を確保したサービス提供体制。

## 2. 令和7年度の部会開催状況

	開催日	議題
第1回	令和7年6月9日	<ul style="list-style-type: none"><li>・令和6年度地域生活支援拠点等の整備状況について</li><li>・基幹相談支援センターにおける複数事業所での協働体制について</li><li>・地域生活支援拠点等整備の取組み状況</li><li>・地域生活支援拠点等事業所ネットワークの取組み状況</li></ul>
第2回	令和7年11月28日	<ul style="list-style-type: none"><li>・令和7年4～9月地域生活支援拠点等の整備状況について</li><li>・基幹相談支援センターにおける複数事業所での協働体制について</li><li>・地域生活支援拠点等整備の取組み状況</li><li>・地域生活支援拠点等事業所ネットワークの取組み状況</li></ul>

## 3. 検討・協議内容

## (1) 基幹相談支援センターにおける複数事業所での協働体制について

- ・地域生活支援拠点等事業所の認定を受けた計画相談支援事業所と区障がい者基幹相談支援センターとの協働による相談支援体制の効果について、アンケートによる検証を行い、協定締結期間を2年間から3年間に改めた。

## (2) 地域生活支援拠点等整備の取り組み状況・実施状況の把握

- ・令和5年5月から地域生活支援拠点等事業所の認定を開始し、あらかじめ定めた基本要件を満たす事業所の認定を行い、その整備状況について定期的に共有を行った。

### ◆地域生活支援拠点登録事業所数（令和8年3月1日時点）

機能	事業所数	うち基幹・聴覚を除く
①相談	72	57
②緊急時の受け入れ・対応	31	21
③体験の機会・場	17	10
④専門的人材の確保・養成	42	31
⑤地域の体制づくり	15	0
※合計	97	79

(※1つの事業所で複数の機能を登録できるので事業所数は機能の合計数とはならない。)

- ・各区基幹センターが担当地域内の地域生活支援拠点等事業所の実績報告を集約し、地域生活支援拠点等整備検討部会及び市地域生活支援協議会で定期的に報告を行った。

## (3) 地域生活支援拠点等事業所のネットワーク

- ・地域生活支援拠点等事業所の認定を受けた事業所は、積極的に区基幹センターが実施するネットワークの取組みに参加することとし、定期的にネットワークの参加状況とその内容を共有した。

## 4. その他

地域生活支援拠点等の基本的な整備は行っており、今後はこの拠点等の効果的な運用や見直しを行っていくため、令和8年度から部会の名称を「地域生活支援拠点等整備部会」に改める。